資料２

１２月におけるワンストップ・サービス・デイの実施方針

１　実施日については、今回、臨時特例つなぎ資金貸付の年内支給が可能となる日を念頭に、地方自治体の意向を調査したところ、最も多数であったこと等から、１２月２１日（月）を中心に実施することとする。ただし、自治体の状況に応じて、別の日に実施することや複数日において実施することについて妨げるものではない。

２　場所については、意向調査では、ハローワークでの実施のほか、福祉事務所や求職者総合支援センターでの実施の事例もあり、このような要望に応えて弾力的に対応する。

３　サービス内容については、自治体及び関係機関の事情等に配慮するとともに、それらの意向を尊重し、柔軟に対応する。

４　国は、自治体と協力して、実施時期、実施自治体、実施場所、サービス内容などについてきめ細かな広報に努める。

５　実施に当たり、補助金、特別交付税を活用するとともに、多重債務者支援や自殺対策とも連携する。

なお、１月以降のワンストップ・サービス・デイの開催への参加・協力については、多くの自治体が保留と回答してきている。

一方、先般取りまとめられた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」ではハローワークに「住居・生活支援アドバイザー（仮称）」を配置し、第２のセーフティネットの各種支援制度についてのワンストップサービスを実施することとされているので、補正予算執行後における当該事業の実施状況等を踏まえて、今後のあり方を検討することとする。